

調整スケジュールについて

	2019年 4月5月 実施分	2019年 6月 実施分	2019年 7月 実施分	2019年 8月 実施分	2019年 9月 実施分	2019年 10月 実施分	2019年 11月 実施分	2019年 12月 実施分	2020年 1月 実施分	2020年 2月 実施分	2020年 3月 実施分	2020年 4月 実施分	2020年 5月 実施分
国保連 への 請求月	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
市町村 への 請求月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月	2020年 7月
過誤調 整依頼 の時期	2020年 4月末	2020年5月末		2020年6月末			2020年7月末				2020年 8月末	2020年 9月末	
国保連 での調 整期限	2020年 10月末	2020年11月末		2020年12月末			2021年1月末				2021年 2月末	2021年 3月末	

【注意事項】

- 請求月は最短のものであり、医療機関によっては記載の月以降に請求される場合がある。
- 過誤調整依頼の時期は標準的なものとする。所在地の国保連と調整の上、前倒し等することも可能である。
- 国保連での調整期限(過誤調整依頼の翌月から6ヶ月間)経過後は、国保連から市区町村へ依頼書類が返却され、市区町村・医療機関等間で直接調整を行う。
- 2020年6月実施分以降は、2020年5月実施分の取扱いに倣うこととする。